



20 都市建企第 30 号
平成 20 年 4 月 10 日

(社) 東京建設業協会会長 様

東京都都市整備局
市街地建築部長 金子敏夫



東京都建築基準法施行細則の一部改正について (通知)

日頃より、東京都の建築行政にご理解とご協力を頂き、誠に有難うございます。

さて、標記について、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）の一部改正等に伴い、下記のとおり改正しましたので、貴会傘下各社に対し周知をお願いします。

記

1 改正概要

(1) 定期報告に関する規定整備

① 特殊建築物の定期調査報告（第 11 条関係）

定期調査報告における調査の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表は、東京都建築安全条例（以下「安全条例」という。）に規定する事項を追加する必要があるため、平成 20 年国土交通省告示第 282 号によらず都が別に定める。また、定期調査報告書についても規則様式によらず、都が定める様式を使用するものとする。

② 建築設備等の定期検査報告（第 13 条関係）

定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準（以下「検査項目等」という。）は、平成 20 年国土交通省告示第 283 号（昇降機）、第 284 号（遊戯施設）及び第 285 号（建築設備等）に定めるもののほか、知事が別に定めるものとする。

【昇降機】

安全条例第 79 条に規定する地震時管制運転装置の検査項目等を追加

【遊戯施設】

定常走行速度が 40Km/h 以上の遊戯施設の台車先端軸及び車輪軸（主輪軸、側輪軸及び受輪軸）の探傷試験については、都が平成 19 年 5 月 31 日から義務付

けている6月以内ごとの報告とする。

【建築設備】

建築基準法施行令第128条の3第1項第6号に規定する地下街の設備については、昭和44年建設省告示第1730号及び安全条例の第3章第2節に規定する検査項目等を追加

- (2) 完了検査申請書に添付する書類の整備（第15条の4関係）
規則第4条第1項第6号の規定に基づき、工事監理の状況を把握するための書類を新たに定める。
- (3) 国分寺市が特定行政庁（建築主事設置市）に移行することに伴う規定整備（第32条）
表2の項中から「国分寺市」を削る。

2 施行日

平成20年4月1日から施行する。

【問い合わせ先】

都市整備局市街地建築部建築企画課

設備担当 大谷

防災係 吹抜

電話 03-5388-3344

FAX 03-5388-1356